沼津市民の歯と口腔の健康づくり条例（案）骨子に関する意見募集の結果について（意見の内容と市の考え方）

No	項目	意見の内容	修正	意見に対する考え方
1	2（2）	2（2）についてですが、 6（2）とも関連していますが、乳幼児期からというよりも、胎児期の母体の状況の影響もあるそうなので、「胎児期」とか「出生前から」と大げさかもしれませんが意識付けをしていったらいかがでしょうか。	無	6（2）の「妊娠中の者」とは、妊婦とそのお腹の中の赤ちゃんを含む母子を指します。また、2（2）の「出生時から高齢期」には妊娠期も含まれます。ご意見のとおり「胎児期」や「出生前」の意識付けは大切であることから、沼津市では母子健康手帳交付時からの指導と、パパとママの教室を通して、妊娠中の歯周病健診や、かかりつけ歯科医を持つことの推奨、栄養指導等を推進しています。
2	6（2）	6（2）についてですが、 妊娠中の者に対して（食育も兼ねて）乳幼児期のケアの大切さの指導の推進もお願いしたいです。 2（2）にも関連するのではないかと思いますが、胎児期からすでに歯が形成されるということを、妊娠中から留意されたいと思います。	有	ご意見のとおり、乳幼児期は歯質が未成熟でむし歯感受性が高く、また乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣が土台・基礎となっているため、そのケアの大切さを指導することは、とても重要だと考えております。 また、市では上記回答にもあります母子健康手帳交付時からの指導と、パパとママの教室の他、すくすく育児教室、乳幼児の各種健康診査、幼稚園・保育園におけるフッ素洗口等、乳幼児期から歯科保健を推進していることから、具体的施策に、乳幼児期のケアの大切さの指導の推進についての記述を加えることを検討します。
3	6（1）	6（1）についてですが、 フッ素塗布などが必要な人がいると思いますが、フッ素塗布の弊害なども公平に広報した上で、保護者が選択できるような情報の提供の仕方をお願いしたいです。	無	フッ素塗布の弊害や安全性についての情報提供についてお答えします。 沼津市では乳幼児の健康診査や相談等の機会にむし歯予防の方法の1つとして、フッ素を活用しています。フッ素の活用法にはフッ素塗布の他に、フッ素洗口、フッ素入り歯磨き剤による歯磨きがありますが、フッ素は世界保健機構WHOでもその応用を推奨しており、国際的にも広く使われています。しかしながら、フッ素は使用法や使用量を誤ると弊害もあります。そのため、今後も保護者に対してフッ素の活用についての正確な情報提供をしていきたいと思います。

沼津市民の歯と口腔の健康づくり条例（案）骨子に関する意見募集の結果について（意見の内容と市の考え方）

No	項目	意見の内容	修正	意見に対する考え方
4		高齢者の介護業務に携っていますので興味深く拝見しました。具体的に「歯」に対する取組みが書かれていますが「口腔」の表現について口の中をさすと思いますが、専門的な感じがしますので、高齢者でも分かりやすい言葉のほうが馴染みやすいと思います。	有	歯科保健の推進に関する国の法律や都道府県・市町村の条例において、「口の中」の表現については、「口腔」や「口」という言葉で表現をしています。 （静岡県は「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」を、国は「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定。） 「口の中」を指す言葉として表現する場合、「口腔」は確かに馴染みが薄く専門的な表現だと思います。 よって、分かりやすい言葉で表現できるよう検討します。
5		この条例の目的に、「歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の増進に寄与することを目的とする。」とありますが、具体的には、どのように推進していくのでしょうか？健康づくりの計画や会議などがあるのでしょうか？	有	歯と口の健康づくりの推進については、沼津市健康増進計画の第5節「歯・口の健康」で、課題や目標を明らかにした上で実施に基づく計画を策定しています。また、その内容を検討する会議もあります。 よって、それらを明らかにするため、その記述を加えることを検討します。